札幌市高齢者世帯自動消火装置設置費助成要綱

平成３０年９月１３日消防局長決裁

令和２年４月１日　 　　一部改正

令和３年４月１日　 　 　一部改正

令和３年１２月９日　　　一部改正

令和５年４月１日　　　　一部改正

（目的）

第１条　この要綱は、高齢者世帯に対し、こんろ、ストーブ火災等に対応する自動消火装置の設置費用を助成することで、自動消火装置の普及促進を図り、もって住宅火災による高齢者の被害軽減を図ることを目的とする。

（助成対象）

第２条　市長は、次の各号に定める全ての要件を満たす者で、第１１条の規定に基づき、市長が登録した販売店（以下「登録販売店」という。）から、熱や煙を感知し自動的に消火薬剤を放射する自動消火装置（一般財団法人日本消防設備安全センターの評定又は認定を取得しているものに限る。以下「消火装置」という。）を購入し、現に居住する住居（住民票に記載している住所に限る。）に設置したものに対し、助成金を交付する。

(1) 札幌市内に居住していること。

(2) 助成金申請の時点で６５歳以上であること。

（3） 独り暮らし又は前号に掲げる者のみで構成される世帯に属する者であること。

（助成対象経費）

第３条　助成対象経費は、消火装置の購入及び当該消火装置の設置に要した費用（消費税を含む。）とする。

２　助成金の額は、予算の範囲内において、助成対象経費の１０分の９に相当する額とし、１台当たり28,700円を限度とする。

３　助成数は、１世帯につき２台までを限度とし、各年度の助成限度数に至るまでとする。

４　第２項の規定により算定した助成金の額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

５　この要綱による助成を受け購入し、設置した消火装置の交換（火災による使用により交換の必要が生じたものの交換を含む。）に係る費用（購入に要する費用を含む。）については、前各項の規定に準じて助成する。この場合における第３項の適用については、交換後に設置されている台数が同項に定める台数となるまでとする。ただし、火災により使用したものの交換を除き、消火装置の製造会社が定める使用有効年数を経過していない場合は、助成対象外とする。

（交付申請及び交付決定通知）

第４条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者世帯自動消火装置設置費助成金交付申請書（様式１）に次に掲げる書類を添付し、市長に助成金の交付を申請するものとする。

　ただし、申請に伴う書類一式については、登録販売店が提出する。

(1) 世帯状況等申告書兼報告書（様式２）

(2) 自動消火装置の本体費用及び工事費用が分かる見積書の写し（様式は問わない。ただし、登録販売店が発行したものに限る。）

(3) 借家の場合は、自動消火装置設置の承諾依頼書兼承諾書（様式３）

２　市長は、前項の申請内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、高齢者世帯自動消火装置設置費助成金交付決定通知書（様式４）により、申請者に通知するものとする。

３　前項の審査の結果により交付することが不適当と認めたときは、高齢者世帯自動消火装置設置費助成金不交付決定通知書（様式５）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の変更交付申請等）

第５条　前条第２項の規定により助成金の交付を受けることが決定した者（以下「交付決定者」という。）は、助成金の交付決定後、消火装置の設置等に要する費用に変更が生じる場合は、速やかに高齢者世帯自動消火装置設置費助成金変更交付申請書（様式６）に、前条第１項第２号に掲げる書類及び同条第２項の交付決定通知書を添付し、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の申請内容を審査し、必要に応じて助成金を変更し、高齢者世帯自動消火装置設置費助成金変更交付決定通知書（様式７）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ及び交付決定の取消し）

第６条　申請者が助成金交付申請を取り下げる場合又は交付決定者が助成金交付決定の取消しを希望する場合は、速やかに高齢者世帯自動消火装置設置費助成金交付申請取下げ等の届出書（様式８）により市長に届け出なければならない。

２　市長は、交付決定者から前項の届出があったときは、当該助成金の交付決定を取り消すものとする。

（申請者又は交付決定者が死亡した場合の取扱い）

第７条　自動消火装置の設置が完了する前に、申請者又は交付決定者が死亡した場合は、当該申請者又は交付決定者から前条の届出があったものとみなす。

ただし、申請者又は交付決定者と同一世帯に助成対象となる者がある場合には、当該申請又は交付決定はこの者が継承するものとする。

（消火装置の設置及び助成金受領の委任）

第８条　交付決定者は、登録販売店において高齢者世帯自動消火装置設置費助成金交付決定通知書（様式４）又は高齢者世帯自動消火装置設置費助成金変更交付決定通知書（様式７）を提示し、消火装置の購入及び設置を申し込むものとする。

２　交付決定者は、登録販売店に対し、消火装置の購入及び設置の申込みの際に高齢者世帯自動消火装置設置助成金交付決定通知書（様式４）又は高齢者世帯自動消火装置設置費助成金変更交付決定通知書（様式７）及び委任状（様式９）を提出し、この要綱による助成金の請求及び受領に関する一切の権限を委任するものとする。

３　前項の規定により委任された登録販売店は、手続の委任を通じて得た情報を、この要綱による助成金の交付手続のみに使用し、他の目的には使用してはならない。特に個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に従って適切に取り扱わなければならない。

（設置完了報告及び助成金の交付）

第９条　前条第２項の規定により委任を受けた登録販売店は、設置完了報告書（様式１０）に次に掲げる書類を添付し、速やかに市長に設置等の完了を報告するものとする。

(1) 委任状（様式９）

(2) 領収証（様式１１）の写し

(3)　設置等完了状況の写真（設置した日付の分かるもの）

２　前項の規定による設置完了報告は、助成金の交付決定があった日の属する年度の３月３１日までに行わなければならない。

３　市長は、第１項の設置完了報告を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、助成金を当該登録販売店に交付するものとする。

４　助成金の交付は、登録販売店が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法によるものとする。

（助成金の交付の取消し及び返還）

第１０条　市長は、交付決定者又は登録販売店が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全額の返還を命ずることができる。

(1)　この要綱に違反したとき。

(2)　虚偽の申請その他の不正の手段により助成金の交付を受けようとし、又は助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。

（販売店の登録）

第１１条　市長は、高齢者世帯自動消火装置販売店登録届出書（様式１２）及び誓約書(様式１３）により消火装置の販売業者の届出があったときは、次の各号に該当する者に限り、販売店の登録をするものとする。

(1)　市内に本社、支店、営業所等を有し、消防用設備等の販売及び設置工事を業として行っており、札幌市火災予防条例（昭和４８年条例第３４号）第６９条に規定する消防設備業の届出を行っていること。

(2)　この要綱による助成事業の趣旨を理解し、本市に協力できること。

(3)　この要綱に定める消火装置の販売及び設置並びに助成金の交付請求等の

委任事務について、誠意をもって適正に行うことができること。

(4)　 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他暴対法第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。

２　市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その内容を審査し、登録することを決定したときは、高齢者世帯自動消火装置販売店登録認定通知書（様式１４）により届出者に通知するものとする。

３　前項の審査の結果により、登録することが不適当と認めたときは、高齢者世帯自動消火装置販売店登録不認定（取消）通知書（様式１５）により届出者に通知するものとする。

（登録販売店の変更及び廃止）

第１２条　登録販売店は、販売店の所在地等に変更があった場合又は販売店の登録を廃止したい場合は、高齢者世帯自動消火装置販売店登録変更（廃止）届出書（様式１６）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（販売店の認定取消し）

第１３条　市長は、登録販売店が次の各号のいずれかに該当する場合、販売登

録の認定を取り消すことができる。

（1） この要綱に違反したとき。

（2） 虚偽の届出その他の不正の手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

（3） 第１１条第１項各号の要件を満たさなくなったとき。

（4） その他市長が特に必要があると認めたとき。

２　市長は、前項の規定により、登録販売店の認定を取り消すときは、高齢者世帯自動消火装置販売店登録不認定（取消）通知書（様式１５）により登録販売店に通知するものとする。

　（調査等への協力）

第１４条　消火装置を設置する者又は登録販売店は、この要綱による助成金の交付等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

附　則

この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和３年１２月９日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。